

高齢者保健福祉・介護保険事業計画策定検討部会の設置について

1 検討部会の設置について

次期、高齢者保健福祉・介護保険事業計画の策定に向け、専門的かつ具体的な検討又は調査・分析を行うための専門部会として、第8期計画策定時と同様に、下記のとおり2つの事業計画策定検討部会を設置する。

この専門部会は区関係者や関係機関等で構成し、必要に応じて開催する。

	介護基盤検討部会	地域包括ケアシステム検討部会
検討内容	<p>●概要</p> <p>第8期計画までの介護施設等の整備状況や各介護サービスの供給体制について検証し、第9期計画以降の地域密着型サービス事業所等の整備方針や介護事業所の円滑な運営に資する人材確保・支援方策について検討する。</p> <p>※施設とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・地域密着型サービス事業所 ・特定施設（介護付き有料老人ホーム等） ・都市型軽費老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 <p>●主な検討内容（予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス事業所の整備方針 ・持続可能な制度の再構築等（人材確保や事業所支援施策の検討等） 	<p>●概要</p> <p>第9期計画の策定においては、「地域包括ケアシステムの深化・推進」が、重要課題とされている。</p> <p>今後、公表される介護保険制度の見直しを踏まえ、「地域包括ケアシステム」に係るこれまでの区の取り組みとその進捗状況の評価・検証を行うとともに、更なる推進に向けた課題や方策について検討する。</p> <p>●主な検討内容（予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「板橋区版A I P」の評価・検証、今後の方向性について ・成年後見制度利用促進について ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
時期 開催	2回程度 必要に応じて開催	3回程度 必要に応じて開催
構成員	<p>●部会長（学識経験者）</p> <p>●区関係部局職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険課 ・住宅政策課 ・おとしより保健福祉センター <p>●関係機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険施設（特養）代表 ・地域密着型サービス事業者代表 	<p>●部会長（学識経験者）</p> <p>●区関係部局職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おとしより保健福祉センター ・介護保険課 ・健康推進課 ・長寿社会推進課 ・その他関係各課（オブザーバー） <p>●関係機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会 ・地域包括支援センター

※地域包括ケアシステム検討部会は、地域包括ケア政策調整会議作業部会として位置づけ、第9期計画の策定と、板橋区版地域包括ケアシステム（板橋区版A I P）の取り組みについて、議論する。